

## 尼崎市立啓明中学校学校いじめ防止基本方針

### 1 (目的)

いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参酌し、いじめ対策の基本となる事項を定め、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 (基本理念)

いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

いじめは、許されない行為であることから、全ての生徒がいじめを行わず、放置することがないように、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最重要であることを認識し、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 3 (定義)

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 4 (理解)

いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものである。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 5 (いじめの禁止)

いじめを行ってはならない。

### 6 (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめ対策に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

### 7 (学校におけるいじめの防止)

学校では、いじめ防止に資するために、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

### 8 (いじめの早期発見のための措置)

学校は、いじめを早期に発見するため、定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

学校は、生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行いやすい体制を整備する。

#### 9 (教職員の資質の向上)

学校は教職員に対し、いじめ対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

#### 10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、インターネットを通じたいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。

#### 11 (いじめ防止等のための組織)

学校は、いじめ防止等の対策のための組織を置く。

#### 12 (いじめに対する措置)

学校の教職員は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、つぎのように適切な措置をとる。

速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。

#### 13 (重大事態への対処)

学校は、次に掲げる「重大事態」に対処するため、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

一 いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはしない。

#### 14 (学校評価における留意事項)

学校評価を行う場合において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。